

京都市告示第 207 号

昭和 56 年 1 月 8 日京都市告示第 206 号（京都市消費生活条例第 14 条第 1 項の規定に基づく商品等表示基準）の一部を次のように改める。

令和元年 6 月 28 日

京都市長 門 川 大 作

3 の (2) 「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

改正後の基準は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

（文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター）